

「神戸市景観計画（見直し案）」に対する意見の内容  
及び意見に対する市の考え方

○実施期間：令和3年8月10日（火）から9月8日（水）まで

○意見数：1人・1件

No.	意見の内容	神戸市の考え方
1	<p>街並みの景観自体が戸建てを中心とした景観計画なのは本質を外していると思う。現在、都市部では10階建てマンションが急激に増加している現状、戸建てを想定した景観形成はムリがあり、今後はこの中型マンションをいかに景観形成に組み込み、生かしていくかという発想の転換が必要と感じる。旧来の感覚、感傷で街並みの理想像を語り続けることよりも、このマンション群をどうすれば魅力的な景観へと導くかが景観計画に取り込まれねば、この景観計画が画餅となり未来に向けても様々な禍根を生み出す要因になると予想される。</p> <p>また沿道緑化に向けても建設局と連携し、街路樹などの取り扱いや鉄道、幹線道路など高架に対する景観対策を考えていただきたい。このように無表情なコンクリート壁をどのように魅力的な景観に導くことが出来るかが新しい景観政策を生み出すことに繋がるのではないかと？</p> <p>なんでも規制、禁止するやり方ではやがて市民、企業の反発を招くだろう。</p> <p>神戸市役所建替えてやったミューラルアートを美術系大学と企画提携しアートの場として活用する。鉄道高架下とか低層建築物のコンクリート壁面は、例えば甲子園球場のように、ツタを植樹して壁面を緑化すればどうだろう？育成することに市民も協力するだろうし、そのことで建築物に愛着もするだろう。このような市民参加型の景観育成プロジェクトの推進を提案したい。</p> <p>否定的に見られがちな現代モダン建築物に有機的な魅力を与える計画を推進することが新たな文化を形成することにもなると思う。</p> <p>神戸市の景観計画に足りないのは、「守る、育てる、創る」の三要素の中で、景観を「新しく創る精神」である。今の景観計画は評論家の計画である。</p> <p>人と同様に建築も進化するものなのである。そのためには懐古趣味に溺れ保護主義に拘るのではなく、過去も現状も受け入れて融合させ、次々と発生する景観の変遷をまだ成長途中として、次の進化への段階へのステップとして捉えるクリエイターの精神が必要である。</p> <p>今後の高景観計画に重要なのは、【未来に向けて神戸市の景観を進化させること】なのだ。</p>	<p>神戸市景観計画（見直し案）では、景観計画区域全域と重点的な地域において、それぞれの地域の特性に応じた方針や景観形成基準を定めており、戸建てを中心とした計画ではありません。</p> <p>なお、景観計画区域全域の住宅地における「中高層住宅については、そのボリューム感を減らす」という方針も、実際のボリューム感を減らすという意味ではなく、形態や配置などの工夫により、周囲と調和した景観形成を図るという趣旨です。</p> <p>景観計画は、景観法の規定に基づき「規制又は措置の基準として必要な制限」などを定めることとなっているため、規制や禁止の要素も多く含まれますが、景観形成はこの景観計画だけで実現するものではなく、序章でも示しているとおり、「神戸市都市景観形成基本計画」を元に、その他の様々な具体化方策により実現するものです。</p> <p>神戸らしいまちの景観をまもり、そして、さらに新しい神戸らしさをつくりだし、住み、働き、憩うまちを、個性豊かで、快適なものにするため、各地域の実状や特性に応じた景観形成を図ることを基本理念とし、関連部局と連携しながらこれらの方策を推進するとともに、ご指摘のような市民参加による景観形成もさらに推進していきたいと考えています。</p>



## 神戸市景観計画（見直し案）の概要

### 1 景観計画区域の拡大 ⇒ 第1章で規定

神戸市ではこれまで、景観法と神戸市都市景観条例（以下、「都市景観条例」といいます。）のそれぞれの規定に基づき地域や地区を指定し、景観に関する届出制度を運用してきました。

しかし、このことによって、目的や方法は同様であるにもかかわらず、わかりにくく複雑な体系となっていたことから、今回の見直しでは、都市景観条例に基づく地域・地区における届出制度を廃止するとともに、景観法に基づく景観計画区域を拡大し、法の届出制度に一本化します。

景観計画区域の拡大により、景観法に基づく景観重要建造物・樹木の指定制度を活用できる区域も広がります。

ただし、人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例に基づく「人と自然との共生ゾーン」においては、「農村景観保全形成地域」の指定による届出制度等を活用して景観形成を図るため、景観計画区域から除外します。

#### 【景観法に基づく景観計画区域と都市景観条例に基づく地域・地区における届出制度の比較】

			景観法に基づく 景観計画区域	都市景観条例に基づく 地域・地区
建築物・ 工作物	措 置	基準に不適合	勧告	助言又は指導
		うち、形態意匠	命令	—
	罰 則	届出義務違反	30万円以下の罰金	5万円以下の過料
		命令違反	50万円以下の罰金 等	—
屋外 広告物	手続	許可申請のみ ※景観形成基準についても、 許可申請の手続きの中で審査	許可申請に加え、届出も必要 ※景観形成基準については、 届出の手続きの中で審査	

#### 【見直し前後の区域、地域・地区の比較】

見直し前（現行）		見直し後			
景観形成指定建築物等 届出地域 ※下記の景観計画区域、 都市景観形成地域以外の 市全域	※眺望景観形成区域は、各区域・地域の中の区分	景観計画区域全域 ※重点地域・地区にも基準を適用			
景観計画区域		重点地域・地区	眺望型景観	ポーアイしおさい公園	
				元町1丁目交差点	
				須磨海浜公園	
				ビーナステラス	
			環境型景観	都市景観形成地域	北野町・山本通
					旧居留地
					神戸駅・大倉山
都市景観形成地域		都心W F	須磨・舞子海岸		
			岡本駅南		
	ハーバーランド				
		波止場町・メリケンパーク			
		新港突堤西			
		震災復興記念公園周辺			
		H A T神戸			
		ポートアイランド西			
		兵庫運河周辺			
		沿道景観形成地区			
		税関線・三宮駅前			
		南京町			

※  が景観法に基づく景観計画区域、それ以外は都市景観条例に基づく地域・地区

## 2 夜間景観形成基準の策定 ⇒ 第2章で各地域・地区ごとに規定

近年、まちの活性化や賑わいづくりにおいて、夜間景観形成の重要性が広く認知されるようになってきており、神戸市においても、都心・ウォーターフロントエリアを中心として、夜間景観形成の取り組みを進める中で、エリア全体での一体的な誘導策が必要となっています。

また、LED等の照明技術の進歩に加え、デジタルサイネージやプロジェクションマッピングなどの映像装置が街なかで見られるようになりましたが、これらは賑わいを演出する効果がある一方で、使い方によっては光害の発生をもたらす恐れがあります。

神戸市では、令和元年にビーナステラスからの眺望景観誘導基準として、夜間における景観形成基準も策定しましたが、それ以外の地域においては、夜間景観に関する基準はほとんどなく、光害の発生や地域特性を阻害する照明について指導等を行うことができませんでした。

そこで、今回の見直しでは、神戸らしい夜間景観の形成を目指し、良質な光の誘導を図るため、景観計画区域全域の大規模な建築物・広告物や、重点地域・地区内の建築物・広告物に対して、夜間景観形成基準を新たに策定します。

### (1) 夜間景観形成方針

**1** 温かみのある夜間景観を印象付け、  
安心して快適な夜間環境を創出する。

**2** 地区特性にあわせた夜間景観形成に努め、適  
切な照度（水平面・鉛直面）、輝度、色温度、  
演色性の照明を使用し、光の質の向上を図る。



## (2) 夜間景観形成基準

### ①景観計画区域全域の基準（大規模な行為にのみ適用）

大規模な行為に対し、下記の基準が新たに適用される。

《建築物》

#### a. 全域に適用される基準

照明	基本事項	○夜間景観に有効な照明を敷際の明るさの連続性に配慮して設置する。 ○周辺に対して過度の明暗が生じないように工夫する。
	色温度	○外部から視認できる照明は電球色を基調とする。ただし、デザイン性に優れるもの、又は用途上やむを得ないものはこの限りでない。
	輝度・グレア	○輝度は、周辺環境に配慮したものとする。 ○照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。 ○不快なまぶしさがないように、設置位置や形態等に留意する。
	変化	○光が動くもの、点滅するもの、色が変わるものは原則として使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するもの、又は、用途上やむを得ないものはこの限りでない。
	演出	○建築物や植栽をライトアップするなど、良質な夜間景観の演出に努める。 ○演出を行う場合の光の動きや点滅、色の変化は緩やかなものとし、色相差の大きい色の組み合わせは避ける。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。

#### b. 商業業務地に追加される基準

照明	○通りを過度に照らさず、建築物から漏れる光で沿道を柔らかく照らすなど、行き交う人々をもてなす照明を演出する。
----	--

《屋外広告物》

		商業業務地・工業地	住宅地
照明	輝度・グレア	○輝度は、周辺環境に配慮したものとする。 ○照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。	
	変化	○光が動くもの、点滅するもの、色が変わるものは原則として使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。	
映像装置	輝度	○時間帯や周辺環境に配慮したものとする。	○原則として掲出しない。
	変化	○光の動き、点滅、色の変化の速度は緩やかなものとし、色相差の大きい色の組み合わせは避ける。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。	

### ②重点地域・地区ごとの特性に応じて適用される基準

景観計画区域全域の基準に加え、地域・地区の特性に応じて、下記の基準が新たに適用される。

照明	演出	○歴史的な建築物やシンボリックな樹木などの景観資源がある場合は、それらを効果的に演出する照明を行う。[北野町・山本通、旧居留地] ○光のランドマークとなるような良質なカラー演出や、季節や時間などテーマ性を感じられる光の演出を推奨する。[須磨・舞子海岸]
	まちなみの連続性・にぎわいの形成	○店舗等の閉店時も、道路側をショーウィンドー的に活用するなど、漏れ灯りによる効果や壁面の設えに配慮する。[旧居留地、神戸駅・大倉山、岡本駅南、税関線・三宮駅南、南京町]

《屋外広告物》

照明	輝度・グレア	○内照式は避け、できる限り外照式とする。ただし、文字のみの場合など、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。[南京町を除く]
映像装置		○（原則として）掲出しない。[北野町・山本通、神戸駅・大倉山の大倉山ゾーン、岡本駅南]

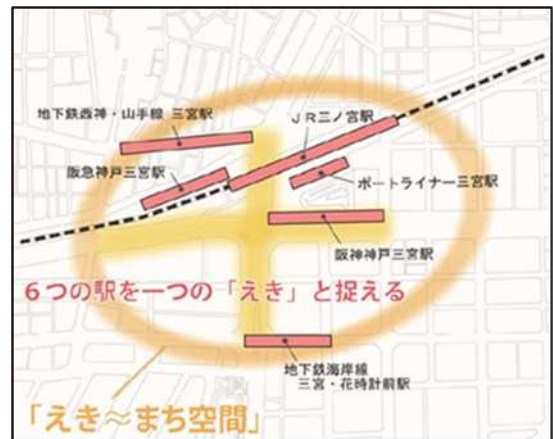
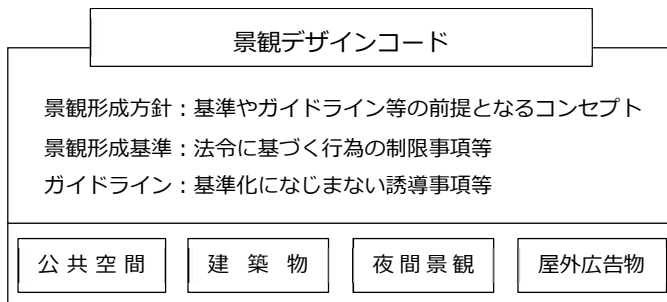
### 3 税関線沿道都市景観形成地域の変更 ⇒ 第2章の2-4-1で規定

現在、神戸市においては、都心・三宮の再整備を推進しており、平成30年9月には「えきまち空間」の実現に向けて必要な取り組みを示した『神戸三宮「えき～まち空間」基本計画』を策定しました。

そのなかで、官民が連携しながら神戸の玄関口にふさわしい空間の創出を目指すため、公共空間に備えるべき役割や機能、周辺建築物等のあり方等をまとめた「景観デザインコード」を設定することとしています。

まずは、令和元年10月に景観デザインコードのコンセプトとなる「景観形成方針」を策定し、公共空間や建築物等における景観形成の基本的な考え方を示しました。

今回の見直しでは、「景観デザインコード」を構成する「景観形成基準」を担うものとして、税関線沿道都市景観形成地域における景観計画を変更し、先に策定した「景観形成方針」の考え方の実現に向け、当該区域内の建築物や工作物、屋外広告物の景観誘導を図ります。



#### (1) 変更の考え方

神戸の都心部は、旧居留地や北野、磯上エリア等、成り立ちや用途等が異なる多彩な「まち」により構成されており、さらに神戸の都市軸である税関線は、それらの「まち」の個性を受け止めるとともに、メインストリートにふさわしい沿道景観を形成しています。

景観デザインコードでは、「えき～まち空間」における神戸の玄関口としてふさわしい景観形成に加え、神戸のメインストリートである税関線と一体となり、周辺の「まち」とのつながりを意識した景観形成を目指します。

そのため、「景観形成基準」では、既定の税関線沿道都市景観形成地域から三宮駅周辺を拡充し、基準を再編することで、一体的な景観誘導を図ります。

## (2) 変更内容

### ① 区域名称

現行：税関線沿道（都市景観形成地域） → 変更：税関線・三宮駅前（沿道景観形成地区）

### ② 区域

三宮駅周辺の区域を拡大するとともに、当該区域のなかでも、5つにゾーンをわけるほか、特に重要と考えられる道路や街角を設定し、それぞれにおける方針や基準を設けることで、計画敷地の地域特性に応じてきめ細やかな景観誘導を図ります。

- 特別用途地区（都心機能誘導地区）のうち、住宅等の建築を禁止する都心機能高度集積地区に合わせて 区域を拡大し、商業・業務などの都心機能の誘導とともに、上質なにぎわい景観の形成を目指します。
- 三宮駅周辺を新たにゾーン④と位置付け、現行のゾーン④の残りの部分をゾーン⑤とします。
- 三宮クロススクエアを、新たに景観形成道路Bと位置付けます。
- 三宮交差点、国際会館前交差点を、新たに景観形成街角C、Dと位置付けます。

### ③ 良好な景観の形成に関する方針

税関線沿道都市景観形成地域の当初指定時の方針をふまえ、三宮駅前の良好な景観形成を図るための見直しを行うほか、拡大する区域を含め、地域特性に応じた考え方を示します。

### ④ 景観形成基準

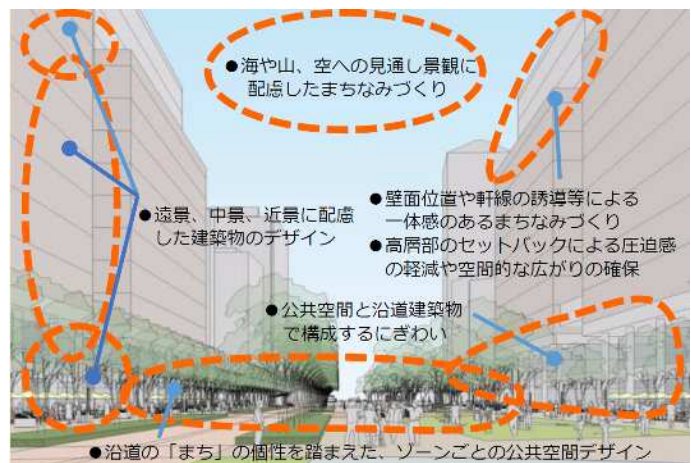
ゾーン④及びゾーン⑤における建築物及び工作物に関する基準（規制又は措置の基準として必要な制限）を追加します。

#### ● 基準のポイント

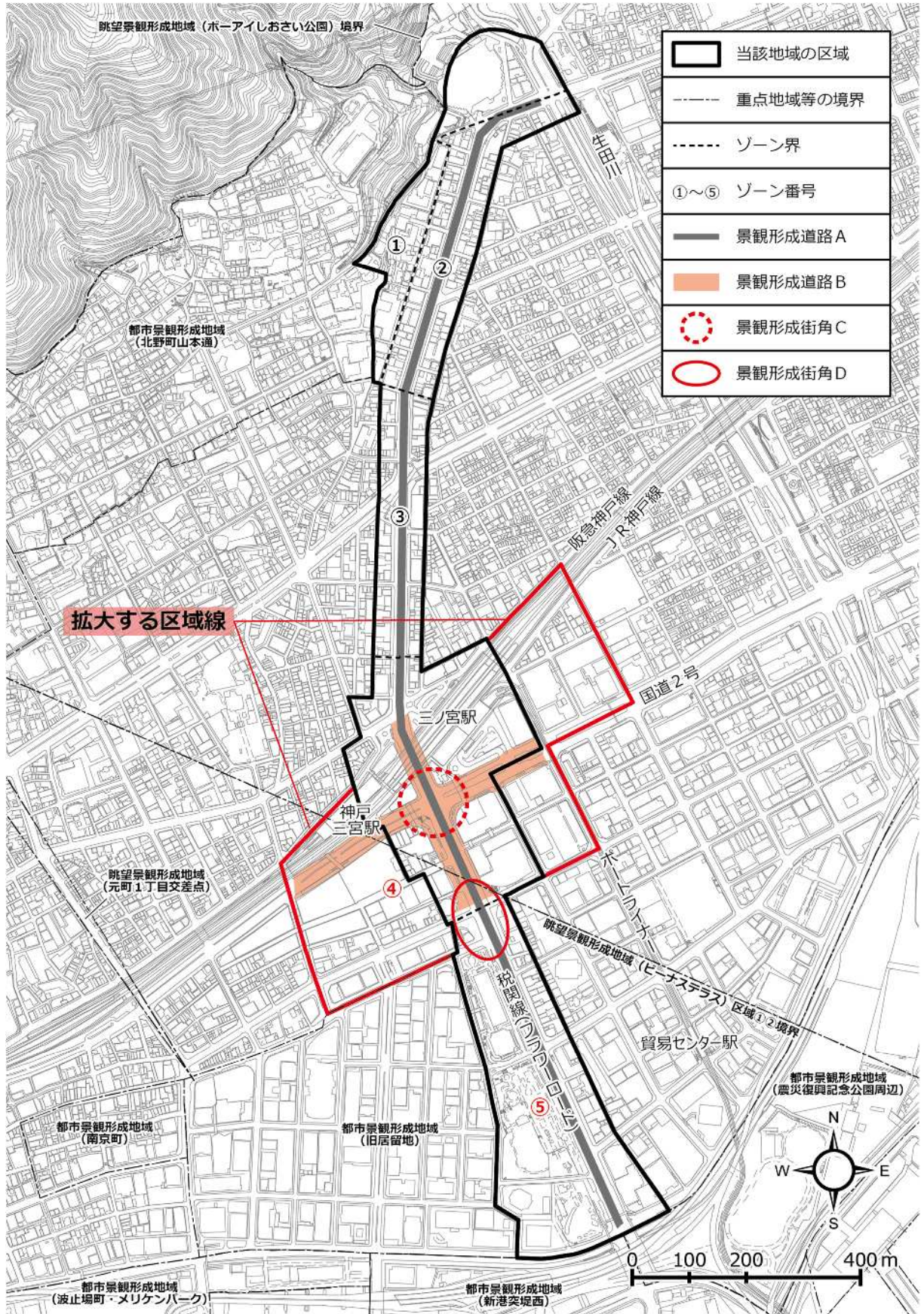
連続性や一体感のある洗練されたまちなみの形成を図る。

多彩な「まち」の個性がにじみ出す神戸らしいまちなみの形成を図る。

都心のにぎわいが広がる開放感とゆとりあるまちなみの形成を図る。



(区域図)





## 4 その他の方針、基準等の見直し ⇒ 第2章で各地域・地区ごとに規定

### (1) 方針、基準の見直し

その他の地域・地区の良好な景観の形成に関する方針及び景観形成基準については、基本的に現行の方針及び基準を踏襲していますが、一部を見直し、変更します。

【変更内容】（※趣旨や意図を変更しない字句、表現等の修正は除きます。）

各地域・地区共通	良好な景観の形成に関する方針		これまで地域・地区ごとのガイドライン等に記載していた事項を景観計画に記載。
	建築物等	壁面後退部分	壁面の位置の制限がある場合は、後退部分に工作物も設置できないことを明確にするため、下記の基準を追加。 ○壁面の位置の制限により生じる空地には、工作物は設置しない。ただし、空地の機能を阻害しないと認める場合はこの限りでない。
		共同住宅等のアンテナ	「共聴アンテナとする」という基準を削除。
2-2-3 須磨海浜公園	建築物等	色彩	適用除外とするただし書きに下記を追加。 3 外観の面積が小規模な場合など、景観に与える影響が少ない色彩 4 夏季限定に設置される仮設建築物等に使用される色彩
2-3-1 北野町・山本通	屋外広告物	全ての広告物の基本事項	地域団体における議論の結果、派手な色彩の広告や過剰な量の広告物掲示に対応できるよう下記の基準を追加。 ○表示内容は、簡素化する。 ○色の彩度を低くし、調和を図る。 ○色数を少なくし、原色の組み合わせを避ける。
2-3-4 須磨・舞子海岸	建築物等	備考欄	基準の適用除外について、下記を追加。 1 建築物の高さの最低限度、壁面の位置の制限、建築物の間口率については、敷地の規模形状によりやむを得ない場合は適用しない。
	屋外広告物	電柱又は街灯柱利用広告物	下記の基準を削除。 ○国道2号線での突出し型は、掲出しない
2-3-5 岡本駅南	建築物等	建築面積	下記のただし書きを追加。 ○ただし、敷地の規模形状によりやむを得ない場合はこの限りでない。
	屋外広告物	集合看板	集合看板の扱いを独立した項目としてわかりやすく記載し、下記のただし書きを追加。 ○ただし、当該店舗・事業所の間口が20m以上の場合、集合看板の距離を20m空けるごとに1個追加することができる。
備考	建築物等：規制又は措置の基準として必要な制限として定める景観形成基準 屋外広告物：屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限として定める景観形成基準		

### (2) 区域境界の調整

また、今年度に予定されている市街化区域と市街化調整区域の区域区分の変更にあわせ、2-2-1 ポーアイしおさい公園、2-3-1 北野町山本通及び2-3-6 都心ウォーターフロントのC、新港突堤西ゾーンの区域の境界を調整します。

## 5 景観上重要な建造物等の指定等 ⇒ 第3章で規定

---

神戸市では、景観法の制定（平成16年）以前より、都市景観条例に基づき、都市景観の形成を図るうえにおいて重要な価値があると認める建築物等を指定し、その保全・活用を図ってきたことから、これまでは景観法に基づく景観重要建造物・樹木の指定制度は運用してきませんでした。

今後は、景観法と都市景観条例それぞれの指定制度を一体的に運用し、景観上重要な建造物等の幅広い保全・活用を促します。

そのため、今回の見直しでは、景観計画における法定事項である景観重要建造物・樹木の指定の方針だけでなく、都市景観条例に基づく指定の方針も示します。